平成２２年（フ）第１７０５号
東京都八王子市泉町1103番地３フォンテーヌ・Ｔ102号
債務者　秋場　伸孝（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７１５号
静岡県湖西市新居町浜名4734番地の２
債務者　宮川　清則
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７２５号
静岡県浜松市東区原島町589番地の１　ヴィラファミーユ102号
債務者　前嶋千津子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７３０号
静岡県浜松市西区馬郡町1950番地メゾン雅野201号、前住所東京都世田谷区上馬１丁目20番16号
債務者　三鴨　拓野
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７４２号
静岡県浜松市東区大瀬町350番地の104　県営鷺の宮団地６棟102、前住所静岡県浜松市東区天王町1600番地　エビス　セジュールＤ102
債務者　釜本　ゆき
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７４８号
静岡県浜松市南区安松町73番地の７　ビラヤハタＢ101
債務者　和久田妙子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
沖縄県沖縄市池原３丁目３番41号　池原市営住宅Ｂ棟104号
債務者　我喜屋ひとみ
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２７０号
沖縄県沖縄市山内２丁目25番５号　メゾン雅303号室
債務者　金城　清美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第７１６号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目54番４号
債務者　西川　　勇
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９号
島根県浜田市熱田町524番地
債務者　渡邊　勝美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第１０号
島根県浜田市熱田町524番地
債務者　渡邊　光彦
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２３号
三重県尾鷲市大字天満浦28番地
破産者　景井　紘史
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第２４号
三重県尾鷲市大字天満浦176番地８
破産者　内山　雅之
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第２５号
三重県尾鷲市大字天満浦105番地
破産者　内山　善博
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第５３号
三重県北牟婁郡紀北町海山区島勝浦252番地６、住民票上の住所三重県北牟婁郡紀北町海山区島勝浦345番地１
破産者　森本久壽男
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第８４号
石川県七尾市本府中町タ部30番地40
破産者　メイコウ建設有限会社
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部